

CLEANTECH NEWS

クリンちゃん



地域の皆様に安心をお届けする

ISO 14001 認証取得
飯坂グリーンサイト

クリーンテック通信

2025
VOL. 84
SPRING

毎年 1・4・7・10月発行

株式会社 クリーンテック

発行責任者/反後 太郎

福島市飯坂町中野字赤落27番

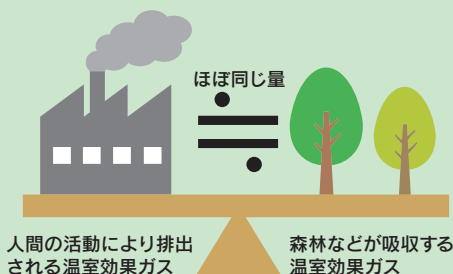
TEL 024(541)2811



みんなで考えるカーボンニュートラル

私たちの生活は多くの資源によって支えられており、その資源を大切に使うために様々な取り組みや活動が進められています。今回はその取り組みの一つである「カーボンニュートラル」について考えてみたいと思います。

カーボンニュートラルとは？



温室効果ガスの排出量から森林などが吸収する量を差し引いて、実質的にゼロにすることで

○温室効果ガスが増えすぎてしまうと、地表を温める働きが強くなり地表付近の温度が上昇して、地球温暖化を加速させると言われています。

○日本では「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げ取り組みを進めています。

※ここでの「排出量」および「吸収される量」はいずれも人為的なものを指します。



公共交通機関や自転車の利用、リサイクル製品の積極的な活用など、私たちにもできることはたくさんあるよ。これらの他にどんなことができるのか、次の「ゼロカーボンアクション30」を見てみよう！

ゼロカーボンアクション30

「ゼロカーボンアクション30」の詳しい情報についてはコチラ▶



脱炭素社会を目指し、具体的なアクションに繋がるヒントをまとめたものが「ゼロカーボンアクション30」です。これらのアクションを移動や買い物など日々の生活の中で取り組むことで、カーボンニュートラルの実現に結び付きます。

エネルギーを
節約・転換しよう！太陽光パネル付き・
省エネ住宅に住もう！CO₂の少ない
交通手段を選ぼう！食品ロスを
なくそう！サステナブルな
ファッションを！3R(リデュース・
リユース、リサイクル)CO₂の少ない製品・
サービスを選ぼう！環境保全活動に
積極的に取り組もう！

出典：環境省HPより

買い物をするときこれからはどんな素材を使っているか、環境に配慮した商品か、などといった点に注目することもカーボンニュートラルに向けた大切な行動の1つだね。



クリーンテック・グループの取り組み紹介



ロードヒーティング

飯坂グリーンサイト

積雪量が多い山岳部にある最終処分場には、地中熱を利用した融雪システムを採用しています。燃料を使う場合に比べ、CO₂排出量を93%程度削減できます。



ハイブリッド街路灯



施設内の道路では、太陽光発電と風力発電を組み合わせたハイブリッド街路灯を使用しています。

深谷クリーンサイト



サーマルリサイクル



中間処理施設の焼却炉では、廃棄物を燃やしたときに発生する熱エネルギーを回収し、設備の電力として再利用しています。



分離設備



食品・飲料ゴミの再資源化・再利用化を進めるために、容器と中身を分離する設備を導入しています。



地域での環境保全活動

グループ

クリーンテック・グループでは、地元の暮らしと豊かな自然を守るため、施設内、会社周辺、地域のイベントなどの様々な場所で環境保全活動を行っています。



清掃活動



道路功労者表彰

みなさんへ

一人ひとりの小さな取り組みが、カーボンニュートラルの実現に向けた一歩となります。また、カーボンニュートラルを実現することは、未来の社会を守ることに繋がります。私たちクリーンテック・グループは地域のみならず、お取引先のみならず共に、地球環境を守る活動をこれからも続けていきます。みなさんもカーボンニュートラルの実現に向けて一緒に取り組みませんか。



花粉症とスギの品種改良

品種改良は人類が農耕を始めたときと同時に始まったと考えられており、農産物や家畜ではその成果がよく知られています。

林業分野でも材木の収量増大と造林・保育の効率化を目的として品種改良がおこなわれてきました。また、スギやヒノキでは花粉症対策として「花粉の少ない苗木」および「無花粉苗木」が育種されています。

令和6(2024)年4月に改正された「スギ花粉発生

源対策推進方針」では、スギ人工林の伐採・植替えを進めるため、令和15(2033)年度までの目標を掲げています。

その中にはスギ材の需要を現在の1,240万m³から1,710万m³に高めることや、スギ苗木の年間生産量に占める「花粉の少ないスギ苗木」の割合を現在の約5割から9割に引き上げることなどが盛り込まれています。



安全・安心のために

2024年8月7日、福島市廃棄物対策課が来場し、廃棄物(汚泥)を採取されました。

検査結果は以下の通り、全て基準値以内でした。

福島市による汚泥採取▶



■汚泥 (採取日 2024年8月7日)

分析対象項目 (抜粋)	分析の結果 (mg/L)	基準値 (mg/L)
カドミウム	検出せず	0.09以下
シアン化合物	検出せず	1.0以下
鉛	検出せず	0.3以下
六価クロム化合物	検出せず	1.5以下
砒素	検出せず	0.3以下
総水銀	検出せず	0.005以下
アルキル水銀化合物	検出せず	不検出
P C B	検出せず	0.003以下

※福島市との環境保全協定に基づき、当社では、マニフェスト(産業廃棄物管理票)の確認や水質データの確認調査を定期的に受けております。

■ダイオキシン濃度測定

福島市との「環境保全協定書」に基づき、放流水のダイオキシン濃度を年2回測定しています。結果は下記の通りで基準値以内でした。(2025年2月3日採水)

放 流 水		
第1期測定値	第2期測定値	基準値
0 pg-TEQ/L	0.000039 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L

■各行政機関による立入り (2024年12月～2025年2月)

月 日	行政機関	目 的
2024年12月 4日(水)	福島市廃棄物対策課	立入調査【マニフェスト等書類確認】
2024年12月26日(木)	福島県産業廃棄物課	立入調査【福島県産業廃棄物処理施設等理解促進支援事業の現地確認】
2025年 1月 8日(水)	福島市廃棄物対策課	立入調査【第一期・第二期放流水サンプリング】
2025年 2月 5日(水)	福島市廃棄物対策課	立入調査【マニフェスト等書類確認、廃棄物サンプリング】

法規定及び福島市との『環境保全協定書』に基づき、放流水の水質を定期的に測定しています。毎月2回測定(測定は外部専門会社へ委託)している以下の項目は、直近の3ヵ月(12月～2月)は法及び協定書いずれに対しても基準値以内でした。

※3ヵ月で最も新しいデータ (2025年2月5日採水)

水質検査報告

	放流水(水処理後)		
	第1期測定値	第2期測定値	法規定基準値 (※1)
B O D	1 mg/L未満	1 mg/L未満	60 mg/L
C O D	3 mg/L	6 mg/L	60 mg/L
S S	2 mg/L	1 mg/L未満	
大腸菌群数	不検出	不検出	3000 個/cm ³

B O D⇒水中の有機物が好気性微生物により分解される時に消費される酸素の量、少数値が良い

C O D⇒水中の有機物等を酸化する際に消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもの、少数値が良い

S S ⇒水中に浮いている直径2mm以下の粒子状物質の量、少数値が良い

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

放射能管理状況

(2024年12月～2025年2月の3ヵ月実績)

※場内、放流水、地下水、搬入廃棄物の放射線量等測定結果

測定対象		測定項目	測定頻度	測定結果(カッコ内は平均値)
場内	埋立場所	放射線量	毎日1回	0.04～0.09μSv/h (0.06)
	処分場周辺	放射線量	週1回	0.02～0.20μSv/h (0.06)
放 流 水		放射性物質量	月2回	不検出
地 下 水		放射性物質量	月1回	不検出
搬入廃棄物		放射線量	全車両	0.041～0.419μSv/h (0.12)

ベテラン社員の 人柄紹介 PARSONALITY

花と笑顔育む
園芸男子



施設管理課 津田 守さん

飯坂クリーンサイトの開業を目前に入社した津田守さんは、勤続24年の大ベテランです。日頃から場内の整備をし、時間をみつけて花の手入れなどを行っています。

開業当時は搬入路や駐車場のライン引き、道路標示の文字書きを事務員含めた社員全員で行うなど、自分達で出来ることは皆でなんでも協力しながら取り組んでいました。

お昼に事務所へ戻ると、敷地内で採った山菜の天ぷらを女性社員が作ってくれていて、それをみんなで楽しく食べたことがよい思い出です。

これまで、トラックや重機の免許を取っ

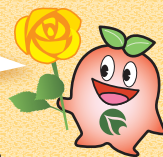
て仕事に活かしてきました。

58歳になった現在、「造園施工管理技士」の資格取得を目指して勉強しています。

私にとっての花は心の支えであり、信頼・愛情・幸福を表現し伝える手段でもあります。

花を見た人が笑顔になり、心が穏やかになるような庭園を造りたいです。

いくつになっても毎日が勉強だと心に念じています。



お問い合わせ
相談窓口

〒960-0261 福島市飯坂町中野字赤落27番
TEL 024-541-2811 FAX 024-541-2510
各種お問い合わせはホームページをご覧ください。▶ <https://www.clean.ne.jp>

許可品目

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号に掲げるもの(これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物及び自動車等破砕物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上13種類